

徳山毛利家文庫「願事録」について

吉田真夫

はじめに

当館が所蔵する徳山藩の藩政文書「徳山毛利家文庫」（既公開分約一万四千点）の中に、「願事録」と称するシリーズがある。現在、三四四点を閲覧利用に供しているが、その内容は「士民各層からの願出書の書き留⁽¹⁾」である。作成部署は「御家中・御領一円之願書并歎届之事⁽²⁾」を掌った御蔵本上御用所にあった願事方が想定される。

現存する「願事録」のタイトルを基におおまかにグループ分けしたのが【表1】である⁽³⁾。ここから「願事録」は概ね初編から四編までの四部で構成されていることが窺える。各々は、初編は家中、二編は地

方・町方、三編は寺社家、歎、伺（以下、行論の都合上、届以外の願や歎、伺を記した文面を総称して「願書類」と表記する。）を記録したものである。これらには、「願書類」の文面に加え、藩からの回答を欄外に記しているものが多い。また、初編に見える「願書類」の記述は、定型化を窺わせる文面が並ぶ。そのことを知る手掛か

四編は領外者からの願や

【表1】徳山毛利家文庫「願事録」の構成概要

請求番号	概要1	請求番号	概要2
1~105	願事録初編	1~7	古願事録
		8~102	願事録
		103~105	願事録抜要
106~243	願事録二編	106~242	願事録
		243	願事録抜要
244~298	願事録三編	244~298	願事録
299~301	願事録四編	299~301	願事録
302~344	その他		



【図1】 願事令例約

りとして、「願事令例約」という記録がある(【図1】)。これは国元において、家中から挙げた「願書類」の事務処理方法を記

したマニュアル書である。そこで本稿では、「願事録初編」(家中分)を対象に、この「願事令例約」を紹介して、「願事録」という記録を見てみたい。その際、上御用所において願事関係を主務した願事方の職務や、願事方が所管するほかの記録類についても触れることで、徳山毛利家文庫の構造説明の一助としたい。

一 「願書類」処理と願事方

寛政四年(一七九二)十一月十五日、次のような指示が出された。⁽⁵⁾

覚

一、御家来中諸届事、切紙覚書ニ整之、向々番頭・取継等迄差出可申候、夫より組頭支配え相達、組頭支配より右覚書御蔵本相達候様被仰付候、其余伺書等、是亦同様可仕候事、一、御家来中諸願事類御裁断筋、其書面え以付紙沙汰被仰付候、尚委細之趣も有之分ハ其副書え載之可申渡候事、
右是迄之振御改ニて、来癸丑歳より被 仰付候、已上、

寛政四壬子歳

十一月十五日

例書

覚

- ・
- ・
- ・
- ・
- 干支月日 姓名
- 右ハ上包ニ不及候、

覚

- ・
- ・
- ・
- ・
- 奉伺候、以上、

干支月日 姓名

右ハ上包可仕候、

これは、家臣から出される各種「届事」や「伺書等」の提出方法、およびそれに対する藩から回答（「御裁断筋」）方法の改正を發したものである。このルールは翌寛政五年から実施するという。

これにより家臣の届や伺は、切紙で覚書の形式を採り、「例書」に従って作成することになった。その際、届には上包は不要な一方で、それ以外の「伺書等」には上包が必要であった。それらは番頭や取継などに提出し、組頭支配の手を経て御蔵本に達する。そして藩の回答は、基本的に付紙によって示される（「付紙沙汰」）。

このように、家臣の届や「願書類」は御蔵本において処理されることがこの「覚」から理解できるが、この頃、御蔵本上御用所内の各部署の職掌が明確化されたようである。

【表2】は、「御蔵本上御用所内職分御定」（以下、「職分御定」と略記する。）の記述を一覧化したものである。⁽⁶⁾「職分御定」は、寛政四年十二月、当職奈古

屋蔵人から兩人役や記録役へ達せられ、その後、上御用所において下役筆者役などにも知らされた。

これを見ると、上御用所三部九科（左部・御法方・御外礼方・他役所方・記録方、中部・御治用方・士民方・御沙汰方、右部・願事方・刑訟方）の職分が定まり、このうち、各所からの届や伺、願を処理する主担当は願事方となつてることがわかる。当該資料は発令日を欠くため、前掲「覚」の発令

【表2】御蔵本上御用所内職分御定

	役所名	職掌
左部	御法制方	諸事之御作法書役所 ^ノ 学館 ^ノ 等迄之事
	御外礼方	公儀并御本家様其外他所向御勤諸懸り相之事
	他役所方	江戸御屋敷を始、其外他所諸役人江掛相之事
中部	記録方	記録ニ載する所之御作法事、惣て其向之物預、御書出事究等之事
	御治用方	御上向之事始、諸役人之取計を聞、御世帯方・諸作事方等迄之事
	士民方	御領下之人ニ拘り取調へ、譬ハ勤役順次繰出等之事
右部	御沙汰方	日々万事之触出方之事
	願事方	御領下願事より届伺等迄之事
	刑訟方	刑罰と訴訟との一切小方迄之事

から最大一ヶ月余の時間差が生じることになる。しかし、「願書類」などの提出ルール（回答方法を含む）の確定と、それを処理する役所の職掌が明確化されたという点で、前掲「覚」と「職分御定」とが深い

関係にあることは指摘できると思う。

二 「願事令例約」

家臣からの「願書類」は内容も多く、その回答方法や回答文言も多様化しかねない。そこで藩では、その文面や処理方法についての「マニュアル」を作成した。それが「願事令例約」である。次にその内容を見る。

「願事令例約」は、六九丁の冊子である。巻末には作成の理由などが記され、そこから、寛政四年十一月、御用所役人に対して提示されたことがわかる。このことから、先述した家臣の「届事」や「伺書等」に関する改変（寛政四年十一月十五日発令、寛政五年施行）と時期的に一致し、関連を持つものと言える。

本書は、「惣約」、「願事録之部」、「願事令之部」の三部構成となっている。ここからは、各部の内容ごとに読み進めていくことにしたい。

（1）「惣約」

まず、家臣の「願書類」は所属する組頭などから御蔵本へ差し出される。職役の一覧を経て、願書は主担当の部署（願事方であろう）へ送られるが、この時、その文面を「願事録」に筆写しなければならなかった。筆写後、「評議窺」が行われて藩の「御裁断」が決すると、「沙汰案」を「留控」に整えた上で触れ出すこととなる。この「御裁断」の伝え方について、「惣約」では「御上御直令」と「願書職座付紙沙汰」との二様があり、さらに「付紙沙汰」には「職座之面授」と「副書達」の二種があるとされる。それから発令の方法に加え、「御沙汰之留控法」と「仕出方」を「願事令之部」に、付紙の文例を「願事録之部」に示すという。

（2）「願事録之部」

冒頭は「願事録」作成についての記述である。「願事録」とは、「御家来一統之願書并伺書・歎出等」を写し留めるものと定義する。そしてこれは御用所内に常備しておかなければならなかった。

「願事録」の作成にあたっては、一年一冊を基本とし、各冊子に全体の通し番号（巻数）が付けられる。紙数が嵩む場合には、一年分を分冊することも許された。なお、巻頭は「願事録第幾」と「年号年次干支歳」、巻末は「願事録第幾終」と記述する⁽⁷⁾。付言すると、「願事録初編」は、家臣の「願書類」を写した「御家来部」であるものの、零細家臣については、巻末に「微賤之部」を設けて、それ以外の家臣とは別項目を立てている（つまり別冊にはしていない）。この形態は天保十一年（一八四〇）まで続くが、その間、一年分が分冊された形跡は現存するものではない⁽⁸⁾。確認できない。

「願書類」を受け取ると速やかに「願事録」に筆写する必要がある。筆写は御用所の受領日順に行われる。筆写にあたっては、「願事録」の記載が先例として残ることから、行書・草書といった文字のくずし方まで正しく写さなければならぬ。さらに、原本との読み合わせも行つて、誤字脱字などのないよう念入りの確認が求められた。

「願書類」を出した家臣が藩の裁断が下る前にそ

の所在地を移動した場合は、移動後の地で裁断が伝達される。そのため、「願書類」を最初に受領した職座が「願事録」に写した「願書類」の上部へその経緯を書き、「願書類」原本は願主移動先の職座に送らなければならぬ。それを受け取った職座は到来の日付などを「願事録」に記す。

また内容によっては江戸と国元で協議などが必要な場合もある。その際にはまず、「願書類」を受け取った職座が「願書類」を「願事録」へ写し、それを先方へ送った旨とその日付なども「願事録」に写した「願書類」上部に書き加える。「願書類」の送付を受けた職座は、「願事録」に「願書類」を筆写し、受領日も記す。協議が終了すると、最初にそれを受領した職座へ送り返されるが、その際には送り返した日付を「願書類」に記しておくなければならぬ。なおこの記事から、「願事録」が国元と江戸の双方において作成されていたと想定できる。そこで現存する「願事録」を確認する。

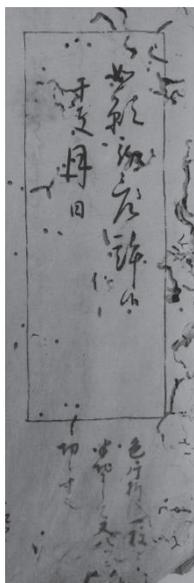
大半の「願事録」は国元分であると考えられる。第一に上御用所の記録目録⁽⁹⁾によれば、「御蔵本御記録

目簿」として、「古願事録」と「願事録」(初編・二編・三編・四編)が挙がっている点。御蔵本は国元の機関であるし、前掲【表1】の表記とも一致している。第二に、「願事録初編」の記述を見ると、例えば寛政五年正月十五日、福岡五郎兵衛提出の「願事類」の欄外に「二月廿六日江戸江送之」との朱書きがある点⁽¹⁰⁾。こうした記述は国元において行われているはずである。以上の二点から、当館の「願事録」の多くは国元の御蔵本上御用所で作成・管理されていたものと言える。

一方で、【表1】で「その他」に分類したもののうち、三〇三から三〇九は、それ以外のものと少し異なる。原初表紙の欠失もあるため小口書に着目すると、「文化元子願事告事」や「天保七申願告」⁽¹¹⁾のように、年号と干支に加え、「願事告事」(または「願告」と記される。この「願事告事」や「願告」は、「願事録」と「告事録」のことを指し、二種類の記録物が一冊にまとめられていることを示す。これは、国元分とした「願事録」には見られない特徴である。さらに内容に目を通せば、「亀井戸天神」(現江東区

亀戸天神カ)への参詣⁽¹²⁾願や帰国ルートに甲斐路・木曾路を通ることの伺⁽¹³⁾といった例が見える。これらは江戸で出された「願書類」としなれば理解できないので、当該「願事録」は江戸分と推測でき、国元と江戸の双方で「願事録」が作られていた傍証となるだろう。

「願事録之部」の記述は藩の裁断を願主に伝達する方法に話が進む。伝達の方法は「願事令之部」を参照するようにと断ったのち、五〇例の「願書類」の文例を示している。この例に基づきながら「付紙」の文例も示す。詳しいことを伝える場合には「面授・副書達」の事例に譲るとし、付紙には「御許容有無之要所」のみが記されるのだった。その際、発令日が必要になるが、「干支月日」で表記するようにとい



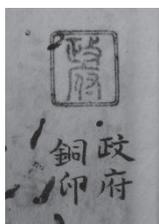
【図2】付紙雛形

う。

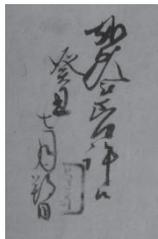
さて付紙方式による回答は、上は家老から下は苗字持まで適用され、文言も変わらない。付紙に使われる紙は「色片折紙」で、紙のサイズと書かれる文字の大きさが図示されている(【図2】)。「色」紙は徳山藩の公用紙である赤色の紙であろうか。【図2】は縦一三・九cm×横五・〇cmであるが、「色片折紙一枚を半切にして、又八ツニ切候寸也」との表記もある。

この付紙は「願書類」本文に貼付され願主の手に渡るのだが、その貼付の位置は、「願書類」文中の「奉願候之字行通之頭」と指示されている。貼付のための糊は紙の表につけなければならなかった。

最後に「御用印」が捺される。この御用印は「政府銅印」とあることから銅製で、「政府」の文字が刻



【図3】御用印



【図4】「願事録」

に残る御用印

まれる。

「願事令例約」に押された印は一・五cm四方の角印である(【図3】)。押

される場所。一カ所は願書と付紙の糊継の表

面、もう一カ所は付紙原本と「願事録」に写された付紙の文面(日付部分)である。後者は【図4】のように割印の形になる¹⁴⁾。

こうして藩の裁許を記した付紙が貼られた「願書類」原本は願主に返される。前出「覚」によれば、

【表3】願事令例「願書分類目録」

	事例	番号
1	隠居家統願	1, 34
2	家統願、附家統人末期不決願	2, 13, 14, 16, 17, 27
3	嫡子成願	10
4	養子養女願	24, 25, 26, 35
5	養嗣人離縁願	36, 37
6	前髪執・半髪執願	49, 50
7	嫁娶願	3, 4, 5
8	御目見諸御礼事、月並・五節句出仕願	6, 7, 8, 9, 29, 33
9	御紋服用願	11, 12
10	改名願	28
11	父母看病願	18
12	御役御免願	21, 42, 43副物
13	病氣御番御免願	47
14	月代・行歩願	22, 23
15	他行御暇願、附子出家之願・子他所召連伺	15, 31, 32, 33, 38, 39, 43, 41
16	拝借物願 附、同断歎	44, 45
17	物限延引願	46
18	屋敷拝領・屋敷替願	19, 20, 48

提出の際、「上包」に包んでいた当該文書は、それを取り除いて願主に戻すようにと指示している。

「願事録之部」は、これに続けて「願書分類目録」、「附紙文例類聚」、「願事録例書」がある。

「願事分類目録」は後出の「願事録例書」と連動するものである。【表3】でそれを一覧化した。家臣から挙がつてくると想定される内容を一人に大別し、さらにそれに沿った細かい事例を五〇例挙げる。【表3】中の「番号」とは、「願事録例書」の各事例に付された番号に対応する。次に「願事録例書」に目を

転じ、具体例を最初の「隱居家統願」で示してみよう。

「隱居家統願」は【表3】から、「願事録例書」中の一番と三四番に例文があるという。その文例（本文のみ）は次のとおりである。

忝番
奉願候事
私儀老衰仕、御奉公難相勤候間、以御慈悲隱居被仰付、倅名え家督被仰付被下候様奉願候、此段宜御取成奉願候、已上、

三十四番

私儀老衰仕、

其自去年已来

何病相煩 御

奉公難相勤 御

御座候間、以

御慈悲隱居被

仰付、倅名え

家督被仰付被

下候様奉願候、

此段宜御取成

奉願候、已上、

前者は老齡を理由とした隱居と子息への家督相続、後者は老齡に加えて長患いを隱居の理由に加えたものである。「願事録例書」には、こうした文例が示されて

【表4】附紙文例類聚

	事例	文例	注記
御許之分	隱居家統願	如願隱居家統被 仰附候	
	嫡子家統願	如願家統被 仰付候	嫡子ハ養妻共如此、其他文異例次ニ見
	庶子他家子家統願	如願被差許家統被 仰付候	嫡子ニ無之、妻子又ハ其他より家統末期ニ願候もの如此
	改名願	如願書付之内某与改被 仰付候	
	屋敷拝領願	如願被差許何屋敷拜領被 仰付候	
	嫡子成・養子養女・養嗣人離縁・前髮執半髮執・嫁娶・御目見諸御礼事・月並五節句出仕・御紋服用着・父母看病・御番御免・月代行歩・他行御脚・拜借物・物限延引・屋敷替・役儀御免・家統人他家遣 願	如願被差許候	
御不許之分	隱居家統願	願筋難被差許隱居被差留候	
	役儀御免願	願筋難被差許役儀被差留候	
	家統人他家遣・養子養女嫁娶・他行御脚拜借・屋敷拜領替 願	願筋不被差許候	此余ニも或ハ此附紙可有之

いく。

なお「願事録例書」は、「願事録」への筆写方法を具体的に示すとの性格もあり、「願書類」の文例のみならず、受領した「願書類」の処理関係の記述、例えば江戸から送られてきた場合の記述方法（一、何月何日從江戸到来）や、願書を江戸へ送った場合の注記方法（何月何日發江戸え送之）など、「願事録之部」の始めにあつた注意書きの内容を具体的に記している。

そして「附紙文例類聚」は、願意が許可される場合と不許可になる場合の付紙の文例である。【表4】によつて「願書類」の内容に対応した文例を示した。先に触れたように、結果だけを記したシンプルな文⁽⁵⁾言が並ぶ。

(3) 「願事令之部」

「願事令之部」は、藩の裁断を願主に伝達するにあつたての手法や、文面を渡す際の文例を示している⁽¹⁶⁾。項目は「願事分類目録」の事例の順で、かつ、「願事録例書」の番号に対応する形で例を示してい

る。

藩からの裁断を願主に伝達する場合、藩主による「御直令」と、役所による「職座達」とがあることは「惣約」でも触れていた。このうち、「願事令之部」で取り扱うのは「職座達」である。「職座達」を行おうとする場合、直接本人に伝達する方法と、組頭など願主の所属するグループの長などを介して伝達する方法とがある。後者の方法を採用する場合、グループの長などに対して、藩の裁断（本例では「願書類」に貼付された付紙）を願主に伝達するよう指示する一筆が必要になる。ここではこれを「副書」と称し、「副書」の必要な場合や相手の地位に応じた文例を示している。そこで、「願事録例書」の記述例で示した一番願書を具体例に、「願事令之部」の記述を垣間見ることにしたい。まずはじめに、組付御馬廻頭に対する「副書」の文例が挙がっている。

姓名儀、別紙願書之趣相伺候処、付紙之通二候条、名并彼もの倅名え可被仰渡候、尚名え被下候知行之御書付尅通則差越申候、已上、

月日 姓名 当職

姓名様

この事例は隠居と家督相続という性格上、知行の書付一通がさらに添付されること、また願主以外に家統人へも伝達するという二つの特殊性があるものの、当職が組頭などに「副書」を発給する点是一般化できる。もちろん、「副書」の文言は受領する相手の地位等によって変わる。

ただし伝達はいつも当職が行う訳ではなく、御蔵本兩人役が行う場合もあった。そうした相手に御蔵本支配の御茶道ら家業人や御徒などが挙がっている⁽¹⁷⁾もつとも同じ御蔵本支配の御馬廻と御中小性は当職が直接伝達するので、「副書」の発給はない。

以上、一番願書の例を見てきたが、そのほかに一四番願書（家統願のうち、嫡男以外を家統人とする願い。事例では二男）の記述も参照すべき例として挙がっている。このように、ポイントとなる「願書類」に対する「副書」の文例や伝達方法を適宜示すものの、具体例が明示されていない場合には、既出の文例を参照しつつ、「副書」の文言を整えるようにと指示された。

ここまでは「願事令上」の内容であるが、続く「願事令下」では藩の裁断の全体的な伝達方法や、藩での記録の取り方などをまとめている。

はじめに、家臣の「願書類」に対する藩の裁断の伝達には「御上御直令」と「職座付紙沙汰」との二様があり、「職座付紙沙汰」には「職座之面授」と「副書達」とがあると繰り返し返す。そしてこの付紙の「文法」は、「願事録例書」の「願書類」上部に示しており、それ以外については、「願事令之部」に記したと総括する。

次に、「付紙沙汰」の発給にあたり、文案は「留控」とする記録に控える必要がある。そのことは「下条」に後述するとし、「附」の形で載せている。

その「附」によれば、「留控之例」として、「副書」の場合は、

姓名義、別紙幾番願願書之趣付紙之通候条、此

段可被仰渡候、已上、

月日 姓名

姓名様

また口演の場合は、

一、何月何日

姓名

役儀御免、先達て被願幾番願出・・・

と例示され、「触事控」に記録するようにと指示する。ただし「触事控」は他の事柄と混在することになるので、「日相之順次立」(日にち順にするように、の意か)との注意がある。また「此御沙汰ニ御書付副候もの」、すなわち「付紙沙汰」に添えた副書のことと考えられるが、これは「御書付控」に記録するように、という。そして、「副書・口演」とともに、「本書願之字」の傍らに「幾番願」と、控本の注記として記さなければならなかった。もちろんこの番号は、「願事録」に書き留められた「願書類」に朱書きされた番号に対応させたものである。なお、藩の裁断が年を越える場合もあるので、その際には「年号年次幾番願」と表記する。さらに、同日に同組の者複数人に対して同内容の沙汰を下した場合には、それぞれへ宛てた「副書」の文面全てを写す必要はなく、受領者の名を列記した上で、各人の名の上に番号を記せばよいとする。

徳山毛利家文庫「願事録」について (吉田)

ところで、ここに出てきた「触事控」と「御書付控」についてだが、現在公開している徳山毛利家文庫の中で、このタイトルを有する記録は見出せない。ただし、「御手紙控」は「御書付控」と同じ機能を有しているように思える。一例を示す。

二百六番(朱書)

奥田源三郎儀、別紙願書之趣付紙之通二候条、

此段御申渡可有之候、以上、

九月十五日 鳥羽静馬

杉山主馬殿

これは、文化六年(一八〇九)の「御手紙控」から引用したものである⁽¹⁸⁾。奥田源三郎は四〇石の御中小性である。差出人の鳥羽静馬は当職、宛書の杉山主馬は中小性組頭である。当職の鳥羽が、奥田の組頭である杉山に宛てた文書であり、その文面は副書そのものである。冒頭の朱書き「二百六番」は、「願事録願書之頭ニ朱字」をもって付けられた数字にほかならない。実際、奥田の「別紙願書」は、この年の九月十日に出されたことが「願事録」⁽¹⁹⁾から知ることができ、その冒頭には「二百六番」の朱書きがあ

三二五

つて、両者は「願書類」（の控）と副書（の控）との関係にある。「御書付控」と「御手紙控」とが同種であるとの断定はしないが、「御手紙控」によって、「副書」の発給とその内容が確認できることは指摘しておく。

「願事令下」の条文に話を戻す。次の条文では、「御上御直令之案書」と「職座面授之案書」は当職が受け取るという。それらの清書には「色片折紙半切」と、徳山藩の公用紙と考えられる「色」紙を半裁した横切紙が使われる。

そして、付紙を付した「願書類」と副書を伝達する際、組頭などへ達する場合にはこれら二通を「封箱」に入れる。一方、職座より願主に直接伝達する場合には、御用人以上は「封箱」に入れるが、それ以下は「包紙」でよいという。その表は、宛書は殿、自己の名は片苗字によって記される。「包紙」は白紙で、全紙を横に半裁したものを縦に三つ折りにして、その上下を折り返す。折り返した部分は糊付けするが、「糊目二封」は用いないとする。包紙を用いるのは、複数通の文書が散逸しないようにするためであ

ると、わざわざ断っている。

三 「願事令例録」の広がり

（1）江戸

こうしたマニュアルに則って、寛政五年以降、家臣から提出される「願書類」は処理されることになった。しかし、この処理は国元だけで済むものではない。既述のように江戸へ「願書類」が送られる場合もあり、江戸用のマニュアル書がないならば、江戸での処理方法も国元の方式に倣うと考えるのが自然であろう。実際、江戸の「願事録」と考えられる記録も残され、その記述方法も、国元の「願事録」に酷似している。

「願事令例録」が江戸に送られた形跡があったので紹介しておく。それは、国元の当職奈古屋内蔵が江戸の加判役富山要人へ宛てた寛政四年十二月十二日付けの書状である²⁰。その書状によれば、寛政五年以降、「御家中願事御裁断」は付紙により回答することになったことから、このたび国元において「付紙

并副書之仕立・取計方迄一切之例書壹冊」を作ったので今回そちらに送ることにした。この趣旨を「懸り之者」へ伝え、来年の正月から滞りなく処理できるようにしてほしい。ただし、「別冊之例」は完全なものではないので、完備した際には改めてそちらに送るようにする（「別冊之例全備と申二は無之候間、追て全満相成次第其分其許差越可申越候」とのことである。しかも追而書に、「付紙願副奉書之仕立、現形をも為心得差添送申候」とあり、付紙の見本なども同時に送られた。ここでいう「例書」とは、その内容から「願事令例約」を指していると考えられ、寛政五年からの改正に備えたことが窺える。江戸用の処理マニュアルが発見できていないので、今のところは、国元用の「願事令例約」を参照しながら、江戸でも事務処理されたとしておく。

(2) 家中

「願事令例約」は、御蔵本上御用所での処理マニュアルであるが、その中に家臣からの「願書類」の雛形も示されていた（「願事録例書」）。家臣が藩命に



【図5】願事書例

より自家の系譜などを書き上げ提出した「譜録」の場合、「執筆マニュアル」が家中に回覧され、それに従って作成するこ

とが求められていた⁽²¹⁾。このことを援用して、寛政五年以降の「願書類」提出方法の改変にあたり、「願事令例約」全体はその作成目的から回覧されることはないにしても、「願事録例書」の回覧があれば、書式も定型化し、「願書類」を作成する家臣にとつても、それを処理する藩にとつても有益であろう。しかし管見の限り、この時にそうした指示が出た形跡が、「大令録」や「常令録」といった藩命などを書き留めた記録類には見当たらない⁽²²⁾。

その一方で、入手経緯は不明だが、当館所蔵の井上家文書の中に「願事書例」とのタイトルを持つ記録がある⁽²³⁾（図5）。作成時期は判然としないが、「願事令例約」が作られて後、年紀の判明するものでは弘化三年（一八四六）の記事があること、裏表紙は

その頃の当主と考えられる「井上為造」宛書状の紙背が使用されていることから、今は幕末の作成と仮定しておく。

井上家の「願事書例」は「願事令例約」作成から随分時間が経ったものではあるが、冊子の前半は「願事書類」に関するもので、文面の雛形に番号が付されている。「願事録例書」にある藩からの裁断書などを除いた「願事書類」の文面に限れば、両者の類似性が見られる。そこで両者の記事を比較したのが【表5】である。「願事書例」には目次があるのでそれを挟み、左に「願事書例」に付けられた番号を置き、「願事録例書」にある「願事書類」雛形の文面と比較して、同内容のもの番号を右に置いた。

これを見ると、目次の四人以降は、「井上」などの個人名も現れ、具体的事例が筆写されたことが窺える。一方それ以前では、「願事録例書」の一九番と二〇番の記事が同一文言となっていること、「願事録例書」三七番記事が「願事書例」に掲載がないことを除けば、与えられた番号こそ違いが、「願事書類」雛形の掲載順とその文面は全く同じである。こうしたこ

とから、井上家では「願事録例書」の内容を入手、筆写して手元に備えたものと考えられる。そして、四八番記事以降は、必要と考えた事例を書き足すなどして、自家用の「例文集」を作ったのだろう。

作成の経緯は不明な点が多いが、「願事令例約」の少なくとも「願事録例書」部分、すなわち家臣にとって必要な情報は、家臣の耳に入れ、筆写する者もあつたことと位置づけておきたい。

おわりに

「願事録初編」は「願事令例約」に則って、寛政五年以降、家臣から提出された「願事書類」が処理されたことを物語る記録である。本論に入る際、「願事録初編」の記述の体裁が画一的との印象を持った旨を述べたが、こうしたマニュアルが土台にあつて、御蔵本上御用所にあつた願事方が主務して処理されていたと考えられることから、そのことは理解でき

た。
ところで、家中にとどまらず、領内各所から挙げ

られる願や伺を主管する願事方であるが、その職掌に届の処理も含まれていた。これまで見てきたように、本稿で対象とした「願事令例約」では、届については触れていない。届はどこに記録されたのか。そのことについて付言しておく。

「御治用方記録書例⁽²⁵⁾」との表題が付いた記録によれば、「願事方記録書例」に「願事坐雑録」、「願事録」、「告事録⁽²⁶⁾」の三種の記録が挙げられている。これらは、願事方が管理すべき記録類と考えられ、このうちの「告事録」は「或ハ届事」とも記され、届の処理に関する記録であることは明白である。「願事方記録書例」との項目どおり、当該記録は役所における文書の書き方（写し方）を示したもので、ここから、届は「覚」として届け出ることになっていたことが窺える。

「告事録」については、本稿で見えてきた「願事令例約」に類する記録が現在公開中の徳山毛利家文庫に見えないが、「告事録」自体⁽²⁸⁾は多数残っているのので、そこから窺えた点を列記したい。

「告事録」は現在、八六点を閲覧利用に供してい

る。点数上では大半が「初編」であるものの、①初編・二編・三編・四編・五編に分類することができ。②それぞれ、御家来部・在町部・寺社部・役人部・役所部からなり、届出者によって冊子が分けられている。③「巻一」はいずれも寛政五年がスタートの年で、それ以前のものには「古」の字を付している。④初編は、寛政期では二年一冊だが、享和期以降は一年一冊、二編から五編は複数年で一冊となっている。⑤初編の場合、複数年で一冊となっているが、巻数は年ごとの通し番号となっている。例えば寛政五年・六年が一冊になっているが、巻一は寛政五年、巻二は寛政六年である。

このように、「告事録」も寛政五年が第一冊目の年であり、届出者ごとに簿冊を分けるなど、「願事録」の記録・作成方法に非常に近い。届出の控であるので、多くはそれへの返信はない。しかし、例えば忌服期間の届に対してはその期間短縮の指示が藩から出されることもある。その際、「告事録」では筆写された届書の上部にそうした指示が記されることが多い。こうしたことも「願事録」との類似点と言えよ

う。

最後に本稿で明らかとなった点をまとめておく。

御蔵本上御用所の願事方とは、同所において藩の内外から寄せられる願や伺、届などを主務する役所である。ここでは寛政五年以降、その内容により、「願事録」と「告事録」の二種類の記録を作成していた。このうち「願事録」の作成と「願書類」の処理にあたっては、業務用マニュアルが作られた。このマニュアル書は国元のものであったが、参考として江戸にも送られ、業務の円滑な執行が図られた。このマニュアル書の記述のうち、必要と考える人々には筆写された形跡も窺えた。

徳山毛利家文庫のものであるので、以下では「徳山毛利家文庫」を略記する。

(3) 【表1】の「概要1」は前掲註(1) 目録の「編」に着目してグループ化し、さらに「概要2」は同類のタイトルのものを一つにまとめた。なお、「概要1」の「その他」は、前掲註(1)の目録では「編外」としてまとめられたものである。この中には下御用所のものもあり、「願書類」の全てが上御用所の願事方で処理されていた訳ではないことが窺える。

(4) 「願事令例約」(「願事録」三四一)。

(5) 「御書出控 寛政四年」(「御書出控」四六)。

(6) 「御蔵本上御用所内職分御定」(「法制方」四)。

(7) 「願事録初編」(請求番号八〇二)について見ると、番号が付されているのは請求番号八の寛政五年を第一巻として(「寛政五癸丑歳願事録初編巻一」)、請求番号六六の嘉永四年(一八五二)までである(「嘉永四辛亥歳願事録初編巻五十九」)。ただし巻末に指示通り「願事録第幾終」と結んだものではなく、原初の表紙に巻数を記している。

(8) 初編の場合、天保十二年(一八四一)以降は一年分を乾・坤二冊に分冊する傾向にあり、一冊は御家老・

註

(1) 『山口県文書館収蔵文書仮目録8 徳山毛利家文庫 仮目録Ⅱ』(山口県文書館、平成二年)。

(2) 「寛政御規定御用所職掌」(徳山毛利家文庫「法制方」一)。本稿で使用する文書・記録は特に断らない限り

御用人・御馬廻・御中小性の部、もう一冊を家業通・苗字持の部としている。記述方法も、それ以前の「微賤之部」は別として、家格に関係なく受領年月日順であったものが、階層ごとにそれぞれ受領年月日順に配列されている。なお、初編以外は、天保十一年以前においても複数年で一冊とするものや、一年分を分冊するものもある。

(9) 「上御用所御記録目録」(「目録」七)。記録方の作成で、天保十四年(一八四三)までの記録が書き上げられている。ここに出てくる「古願事録」とは、寛政五年以前に出された「願書類」とそれへの藩の裁断を書き留めたものである。付記すれば、寛政五年より前に出された「願書類」に対して、寛政五年に藩の裁断が下ったものは、寛政五年の「願事録」(後掲註(10))の巻末に、「願事癸丑前録」としてまとめられている。

(10) 「願事録初篇 寛政五年」(「願事録」八)。

(11) 前者は「文化元年 願事録」(「願事録」三〇三)、後者は「天保七年 願事録」(「同」三〇八)。

(12) 「文化五年 願事告事録」(「願事録」三〇六)。二月十二日付け渡辺伝三郎ほか二名の「覚」。

(13) 「天保八年 願事録」(「願事録」三〇九)。九月二

十六日付け大西庸輔の「覚」。

(14) 前掲註(10)。

(15) 「願事録」の実例を見ると、中には理由などが加わり、参考例よりも長文化するものもある。

(16) ただし、一部については「願事令例約」作成段階で未確定との理由で例が示されないものもある。

(17) このことはあくまでも一番願書に限ったことであり、他例では御蔵本両人役が副書を発する場合もあった。なお、藩の裁断を記した付紙は当職が出すものと位置づけられたため、当職以外の者はこれを「御付紙」と表現しなければならなかった。例えば、寛政五年四月二十四日付けで水木伊兵衛が「口上覚」により増野本助へ提出した辞職願(前掲註(10))に対し、両人役から四月二十九日付けで「御自分儀、別紙口上書之趣御付紙之通候条(傍線筆者、以下略)」で始まる副書が水木宛に出ている(「御手紙控 上 寛政五年」(「御手紙控」二一八)。ちなみに増野は虎次郎様・専次郎様御方都合役、水木はその下役である(「御蔵本日記 寛政五年」(「御蔵本日記」六八四)。つまり、水木の「口上覚」は上司の増野の手を経て御蔵本に送られた。藩からは、その回答として当職の「御」付紙

が貼られ、兩人役が副書をしたため、二通をあわせて
兩人役が水木に返却したのである。

(18) 「御手紙控 秋 文化六年」(「御手紙控」二七一)。

なお、鳥羽は「譜録」八一〜八一六、杉山は「同」
六七九〜六八二、奥田は「同」三二九〜三三一を参照。

(19) 「願事録初編 文化六年」(「願事録」二二三)。

(20) 「江府書簡録 下 寛政四年」(「江府書簡録」一一
八)。

(21) 拙稿「徳山藩「譜録」の作成とその過程」(『山口
県文書館研究紀要』第四六号、平成三十一年)。

(22) 「御手紙控 下 寛政四年」(「御手紙控」二一七)

に、前掲註(5)と共に出された添え状がある。これ
には、寛政五年以降は、「届書類大略別紙例書之通仕
立」るようにの文言がある。この「別紙例書」を註(5)

の「覚書」後半の「例書」とすれば、「成丈ハ其筋正
敷不分明之筋も無之相認候様」にと注記された目的が、
前出の「例書」だけで果たされるか疑念が残る。十分
ではないが、今のところは本文の表記にとどめておく。

(23) 「願事書例」(井上家文書三一)。

(24) 井上家は最終的には二五石で御中小性の家柄であ
る(「譜録」八四〜八六)。当該家は文久二年(一八六

二)までの経歴などを書き上げた「譜録第四編」が現
存しないので名が見えた「為造」の経歴は不明だが、
「徳山藩人員録」(「御家来分限帳」二二三)によれば、
明治三年(一八七〇)時点で五〇歳だったという。

(25) 「御治用方記録書例」(「記録方」三三)。ただし、冊
子前半が欠失しているため、記録冒頭に記されたタイ
トルを全体表題とした。実際には上御用所三部九科の
有する各記録の書例を示したものであろう。

(26) 「願事坐雑録」をタイトルに持つ記録は徳山毛利家
文庫に残っていない。ただし、上御用所御法制方の「御
法制方雑録」(「法制方」六)は、法制方に関する指令
を記している。ここから、「願事坐雑録」は願事方に
関する指令を記したものと考えられる。

(27) 前掲註(23)「願事例書」の後半は届書の文例を集
めた「告事書例」となっている。願事と同様、執筆文
例に類するものが藩において作成されたと考えられ
るが、今のところはその可能性の指摘にとどめたい。

(28) 「告事録」一〜八六。後掲【表6】は原初表題や小
口書などから、一編から五編までを表記によって分類
したものである。

【表5】「願事書例」記事と「願事令例約」中「願事令例書」の記事対照表

「願事書例」番号	「願事書例」記事目次	「願事令例書」番号
1	老衰ニ付隠居願	1
2	末期願	2
3	縁組願 双方共	3・4
4	同	5
5	家督後御目見願	6
6	進格之御礼願	7
7	御役中進格之御礼願	8
8	月並五節句出仕願	9
9	末子ヲ嫡子ニ仕度願	10
10	拝領之御紋付類着用願	11
11	同伴へ着用為仕度願	12
12	死去後親類より家統願	13
13	同	14
14	末子ヲ出家ニ仕度願	15
15	死後親類より家統人并娘へ嫁娶願	16
16	同	17
17	看病願	18
18	屋敷拝領願	19
19	老衰病氣ニ付御役御願	21
20	病中月代願	22
21	行歩月代願	23
22	翬養子願	24
23	同	25
24	養子願	26
25	末期願	27
26	改名願	28
27	伴へ御目見願	29
28	結構被仰付、初而之御目見願	30
29	入湯願	31
30	家内を遠方親類へ差遣度願	32
31	同他所医師へ為療治差遣度願	33
32	老衰病身ニ付隠居願	34
33	娘を他所親類方養女ニ遣度願	35
34	養子離縁願	36
35	為稽古他国罷越度御暇願	38

36	他所親類方へ倅召連罷越度願	39
37	家内伊勢參宮為仕度願	40
38	萩へ御使者罷越候節倅召連度伺	41
39	病身ニ付御役断願	42
40	同演説	43
41	稽古事御武器拝借願	44
42	難波ニ付拝借願	45
43	乗船蒙御沙汰候処病氣ニ付日延願	46
44	御番三番相頼候上快出勤之御番御免願	47
45	明屋敷拝領仕度願	48
46	前髪取度願	49
47	入角仕度願	50
48	井上熙跡親類中より家統願	
49	小幡殿より御雇被成度ニ付倅を江戸遣度伺	
50	筑前目医師江療養罷越度願	
51	同断御役付者口上願	
52	妹を他所寺へ養女ニ遣度願	
53	従江戸病氣ニ而罷帰快ニ付行歩月代願	
54	継馬ニ而木曾路旅行仕度伺	
55	海上不順之節揚座伺	
56	月並五節句御館出仕伺	
57	父寺社方勤仕中取立不足年賦御引取歎	
58	江戸番手ニ付倅を家来分ニ召連度願	
59	伊勢參宮并湯治仕度御免願	
60	渡部源藏跡家統人親類より願	
61	同断源藏後家へ嫁娶歎	
62	国弘荒二郎義親類より永御暇歎	
63	同断国弘栄八ヨリ	
64	倅御目見願相済当日病氣ニ付又々伺	
65	飯田一郎国学為修行十ヶ年之間御暇願	
66	病氣ニ付乗船延引歎	
67	医術為稽古萩・広島へ罷越度願	
68	御役付之者行歩月代口上願	
69	母病氣ニ付、付添看病願	
70	種田直右衛門養家之妻子を引越願	
	同妻子付立	
71	弟を永御暇願	

72	同親類より歎	
73	萩之親類へ見廻ニ罷越度願	
74	屋敷拝領願	
75	他人之子を子分ニ仕度願	
76	他領親類方へ罷越度御暇願	
77	屋敷双方熟談ニ而替地仕度願	
78	娘兩人寺之養女ニ遣度願	
79	叔父を萩御家来へ仮養子ニ遣度願	
80	外向長屋出格(「子」欠カ)、ニ相調度伺	
81	大坂御留守居病氣ニ付、其子為看病罷越度願	
82	入湯継願	
83	河村準助実家ニ罷居候妻子引越願	
84	光井織人継母里方へ差返度願	
85	同断、親類中より	
86	同断源吾より歎	
87	乗船日天气相ニ而船■■■(不廻カ)宅ニ控居度伺	
88	小川雄藏跡親類より才助へ家統願	
89	奈古屋蔵人殿末期願	
90	高木寛平再縁妹へ之願	
91	井上彦右衛門跡家統人親類より願	
92	岩本金治跡家統人親類湯浅氏より願	
93	小貫只七養子山縣九平治跡家統人願	
94	同断、九平治親類より願	
95	萩御家来子分ニシテ養子ニ差遣度歎	
96	御座弁治後家水津宰へ引取度歎	
97	同断	
98	福岡正助娘円通寺へ縁組仕せ度願	
99	原田常三郎養母引取せ度歎	
100	同断、原田常三郎より歎	
101	同断、高崎五郎兵衛より	
102	他所へ出足届出候処病氣ニ付延引伺	
103	娘式人他料寺へ養女ニ遣度願	
104	芸州巖島へ参詣仕度願	
105	須万村医師宗門之義育ニ仕度伺	
106	鳥羽殿より御雇罷成度ニ付、伴江戸へ差遣度伺	
107	江戸留守中妻他領親類へ差遣度伺	
108	竹村熊二郎義、太助娘へ嫁娶歎	

109	豊後浜脇温泉へ入湯願	
110	同断、御役之者口上書歎	
111	伴を山口へ湯治為仕度願	
112	同断継願	
113	海上不順之節揚陸伺	
114	継馬・継人足催相ニ而木曾路通り伺	
115	御検見都合病氣ニ付御免歎	
116	娘兩人を式ヶ処へ養女ニ遣度願	
117	医師為稽古他国へ罷越度願	
118	横丁之門新町へ明替願	

※「■」は虫損により判読不明の文字。

※目次の上では34の次に「同」があるが、文例の記述はないため、本表からも除いた。

※70の下の「同妻子付立」に番号は与えられていない。

【表6】「告事録」の内訳

編数	請求番号
初編	2、7～10、13～25、27～33、35～40、42～48、50～54、56～61、63～69、72～85
二編	3、49
三編	4、11、34、41、55、70
四編	5、26、71
五編	6、12、62

※請求番号1は「古告事録」、同86は明治4年のもの（編数の記述がないので今は除く）。